

議案第17号

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例

佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号の表10立方メートルまでの項中「840円」を「1,118円」に改め、同項第2号の表中

「

85円
105円
135円
160円
175円
185円

」を

「

113円
139円
179円
212円
232円
246円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐倉市下水道条例第13条第1項第1号の表及び第2号の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用

料の額について適用し、施行日前の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後の直近の定例日（佐倉市下水道条例第13条第2項第3号に規定する定例日をいい、同条例第13条の2第2項の規定により使用料を算定した定例日以外の日を含む。以下同じ。）に算定する使用料の額は、改正前の同条例第13条第1項第1号の表及び第2号の表の規定を適用して算定した使用料の額に施行日前の直近の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を施行日前の直近の定例日の翌日から施行日以後の直近の定例日までの日数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、改正後の同項第1号の表及び第2号の表の規定を適用して算定した使用料の額に施行日から施行日以後の直近の定例日までの日数を施行日前の直近の定例日の翌日から施行日以後の直近の定例日までの日数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とを合算した額とする。